



# 宮 崎 県 公 報

令和2年9月17日(木曜日) 第 139 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部を改正する告示……(財政課) 1	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出( “ ) 2	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………( “ ) 2	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 2	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定( “ ) 2	

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について……………(自然環境課) 3	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始(3件)……………( “ ) 3	
○道路の占用を制限する区域の指定(2件)……………( “ ) 3	

### 公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 4	
○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……………(漁村振興課) 4	
○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 4	
○入札公告……………4	
<b>病院局公告</b>	
○落札者等の公告……………5	
<b>海区漁業調整委員会指示</b>	
○漁業法に基づく指示……………6	

## 告 示

### 宮崎県告示第 761号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示(平成16年宮崎県告示第21号)の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から適用する。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]			[略]		
株式会社ゆうちょ銀行	[略]	県の公金の収納事務(県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金並びに宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計に係る貸付金の償還金の収納並びに県営住宅家賃、県営住宅駐車場使用料及び宮崎県育英資金特別会計に係る貸付金の償還金の自動払込みの方法による収納に限る。)	株式会社ゆうちょ銀行	[略]	県の公金の収納事務(県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金並びに宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計に係る貸付金の償還金の収納並びに県営住宅家賃、 <u>県営住宅駐車場使用料、定期借地権</u> に係る貸付料及び宮崎県育英資金特別会計に係る貸付金の償還金の自動払込みの方法による収納に限る。)

### 宮崎県告示第 762号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと

おり指定した。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
トトロこどもクリニック	延岡市土々呂町5丁目2085-8	令和2年9月1日
クロキ薬局門川店	東臼杵郡門川町東栄町4丁目5番地12号	令和2年9月1日

**宮崎県告示第 763号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人昌浩会中島医院	串間市西浜2丁目7247-76	令和2年9月13日
医療法人昌浩会訪問看護ステーション西浜	串間市西浜1-5-2	令和2年9月13日
フクハラ薬局門川店	東臼杵郡門川町東栄町4丁目5番地12号	令和2年8月31日

**宮崎県告示第 764号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
イオン九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号	イオン薬局日向店	日向市大字日知屋字古田町61-1	令和2年8月7日

**宮崎県告示第 765号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による

ものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人昌浩会	串間市西浜2-7247-76	医療法人昌浩会訪問看護ステーション西浜	串間市西浜1-5-2	令和2年9月13日
株式会社フクハラ薬局	日向市大字財光寺1322番地2	フクハラ薬局門川店	東臼杵郡門川町東栄町4丁目5番地12号	令和2年8月31日

**宮崎県告示第 766号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
クロキ薬局門川店	門川町	薬局	令和2年9月1日
ひむか薬局鶴町店	日向市	薬局	令和2年9月1日
トトロの薬局	延岡市	薬局	令和2年9月1日

**宮崎県告示第 767号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
トトロこどもクリニック	延岡市	精神通院医療	令和2年9月1日
クロキ薬局門川店	門川町	薬局	令和2年9月1日
ひむか薬局鶴町店	日向市	薬局	令和2年9月1日
トトロの薬局	延岡市	薬局	令和2年9月1日
宮崎県済生会訪問看護ステーションなでしこ日向	門川町	訪問看護	令和2年9月1日

## 宮崎県告示第 768号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和2年宮崎県告示第 679号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

日南市役所  
北幸子

## 2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年宮崎県告示第 679号によること。

## 宮崎県告示第 769号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年9月17日から同年10月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	221号	小林市堤字 所返3621番 16地先から 同市堤同字 3622番1地 先まで	旧	13.2～ 34.0	47.6
				新	13.2～ 15.4	47.6

## 宮崎県告示第 770号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年9月17日から同年10月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
17	県道	南俣宮 崎線	東諸県郡国 富町大字田 尻字下水流 116番2地 先から同郡 同町同大字	令和2年9月19日

同字 108番  
4地先まで

## 宮崎県告示第 771号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年9月17日から同年10月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	東諸県郡国 富町大字田 尻字下水流 107番2か ら同郡同町 大字嵐田字 中須2416番 1地先まで	令和2年9月19日

## 宮崎県告示第 772号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年9月17日から同年10月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	東諸県郡国 富町大字本 庄字式石田 3328番1地 先から同郡 同町大字田 尻字下水流 108番4ま で	令和2年9月19日

## 宮崎県告示第 773号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和2年9月17日から同年10月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字田尻字下水流 107番2から同郡同町大字嵐田字中須2416番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年9月19日

宮崎県告示第 774号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和2年9月17日から同年10月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字本庄字式石田3328番1地先から同郡同町大字田尻字下水流 108番4まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年9月19日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第 1 項の規定により、串間市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス串間店  
串間市大字西方6809番2 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和2年8月24日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年9月17日から令和2年10月19日まで

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第17条第 1 項の規定により、土々呂地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に対し意見書を提出することができる。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画の案（土々呂地区）

2 縦覧場所

宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県北部港湾事務所

3 縦覧期間

令和2年9月17日から令和2年10月6日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字樺山字蔵元2746番3、2735番13、2799番1、2799番2、2735番21の一部	都城市花繰町15号7番 有限会社ナイス

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 ワイヤークット（放電加工機）一式 2セット
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和3年2月19日

- (4) 納入場所 宮崎県立宮崎工業高等学校及び宮崎県立日南振徳高等学校
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 令和2年宮崎県告示第115号に規定する資格を有する者であること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和2年10月20日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法
- 上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和2年9月17日から令和2年9月28日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和2年9月17日から令和2年10月28日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和2年9月17日から令和2年10月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 令和2年10月28日午前10時(送付にあっては、令和2年10月27日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和2年10月28日午前10時
- 8 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項  
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of goods and/or services required: Wire-Cut EDM (Electrical Discharge Machine), 2 Pcs.
- (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 28 October, 2020
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

## 病院局公告

### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和2年9月17日

宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
ドクターカー一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10
- 落札者を決定した日  
令和2年8月12日
- 落札者の氏名及び住所  
宮崎トヨタ自動車株式会社  
宮崎県宮崎市大字芳土字谷口 692-17
- 落札金額  
41,580,000円
- 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年7月2日

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 130号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、延縄を使用したアマダイ類の採捕について、次のとおり指示する。

令和 2 年 9 月 17 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

（届出）

- 1 宮崎県沖合水深 100～ 200mでアマダイ類及びキダイを主漁獲物とする延縄漁業（以下「あまだい延縄漁業」という。）を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。

（遵守事項）

- 2 あまだい延縄漁業の届出を行う者は、下表のとおり、操業を行うおとする海域ごとに策定される、あまだい延縄漁業の地区資源管理計画に参加しなければならない。

操業海域	地区資源管理計画
延岡市～日向市の沖合	宮崎北部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
都農町～宮崎市の沖合	宮崎中部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
日南市～串間市の沖合	宮崎南部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画

（漁獲量の上限）

- 3 あまだい延縄漁業で令和 2 年漁期（令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月まで）に採捕できるアマダイ類の漁獲量の上限は、以下のとおりとする。

漁期	地区毎の上限目標（属人漁獲量）			県留保分	合計
	県北部 （延岡市～日向市管内の漁業協同組合）	県中部 （都農町～宮崎市管内の漁業協同組合）	県南部 （日南市～串間市管内の漁業協同組合）		
令和 2 年	0.4トン	3.5トン	8.3トン	0.5トン	12.7トン

（漁獲成績報告書）

- 4 届出を行った者は、漁獲成績報告書を委員会が別に定める方法により、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。

（採捕抑制の要請）

- 5 委員会は、3 に定めるアマダイ類の漁獲量の上限を超過し、若

しくは超過する恐れがある場合は、あまだい延縄漁業の届出を行った者に対し、別に定める方法により、アマダイ類の採捕の抑制を求めることができるものとする。

- 6 あまだい延縄漁業の届出を行った者は、委員会が5 によりアマダイ類の採捕抑制を求めた場合、その要請に従わなければならない。

（指示の有効期間）

- 7 この指示の有効期間は、令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日までとする。